

For Children基金 募集要項（2026年）

2025年9月吉日

公益財団法人公益推進協会

目的

難病の子どもとその家族は、重い障害やつらい治療に負けず今日も病気とたたかいつづけています。どんなに重い病気でも、どんな障害でも子どもは日々、成長・発達しています。そうした子どもたちやその家族を支えたい、力になりたい、明日への希望と勇気になりたいというある篤志家の方の想いで、この基金が設立されました。難病の子どもたちとその家族に対して、社会医学的な実践、セルフヘルプ活動、又はボランティア活動を進めている団体の活動を当助成金でサポートしていきます。

助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり 100万円 以内

助成件数

3～5 件程度

募集期間

2025年9月1日～2025年11月28日（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

（1）助成対象団体 以下の要件を全て満たしている法人

- ① 日本国内に所在する法人であること
- ② NPO法人、社団法人、財団法人等、法人設立から1年以上の活動実績のある非営利法人であること
※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
- ③ 団体の活動をホームページ、SNS等で公表していること

（2）助成対象事業

- ① 日本国内において上記目的を達成しようとする事業
- ② 長期入院の子どもたちをサポートする「病棟保育士」の支援や拡大をサポートする事業

（3）助成対象期間 単年度（2026年4月1日～2027年3月31日）

（4）対象経費 助成金の使途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

※パソコン・カメラ等の耐久消費財や総額20万円以上の備品の購入、地代家賃・水道光熱費・常勤スタ

ツフの人件費等の経常費用は対象となりません。

応募方法

応募フォーム（ <https://form.run/@oubo-forchildren> ）に下記書類を添付し、ご応募ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）※当財団ホームページ（ <https://kosuikyo.com/> ）よりダウンロード
- ② 定款
- ③ 前年度（2024年）の決算書（貸借対照表と収支計算書等）と事業報告書
- ④ 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内）
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書 ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑥ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※見積書は備品購入や機材整備の他、役務であっても事業執行過程で業者等から徴取したものがある場合には必ず添付してください。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考方法及び通知

（1）選考

選考は二段階で実施します。

1次選考（書類審査）：結果は12月下旬を目途に郵送。但し1次選考通過団体にはメールで通知予定

2次選考（WEBプレゼンテーション）：2026年1月16日（金）の17時半から19時までの間を予定

当財団の選考委員会において厳正に選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

（2）結果通知

2026年1月下旬を目処に申請者に対し、採否を郵送又はメールで通知します。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「公益財団法人公益推進協会 For Children 基金による助成事業」であることを必ず明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないで

ください。

・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を Google フォームにて提出してください。

① 助成事業報告書（指定書式）

② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付

・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- （1）助成対象事業が完了しなかったとき
- （2）助成金を他の用途に利用したとき
- （3）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- （4）公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- （5）決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- （6）応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒105-0004 東京都港区新橋 6-7-9 新橋アイランドビル 2 階

公益財団法人公益推進協会 For Children基金担当

E-mail : info@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】For Children基金_団体名」としてください）

